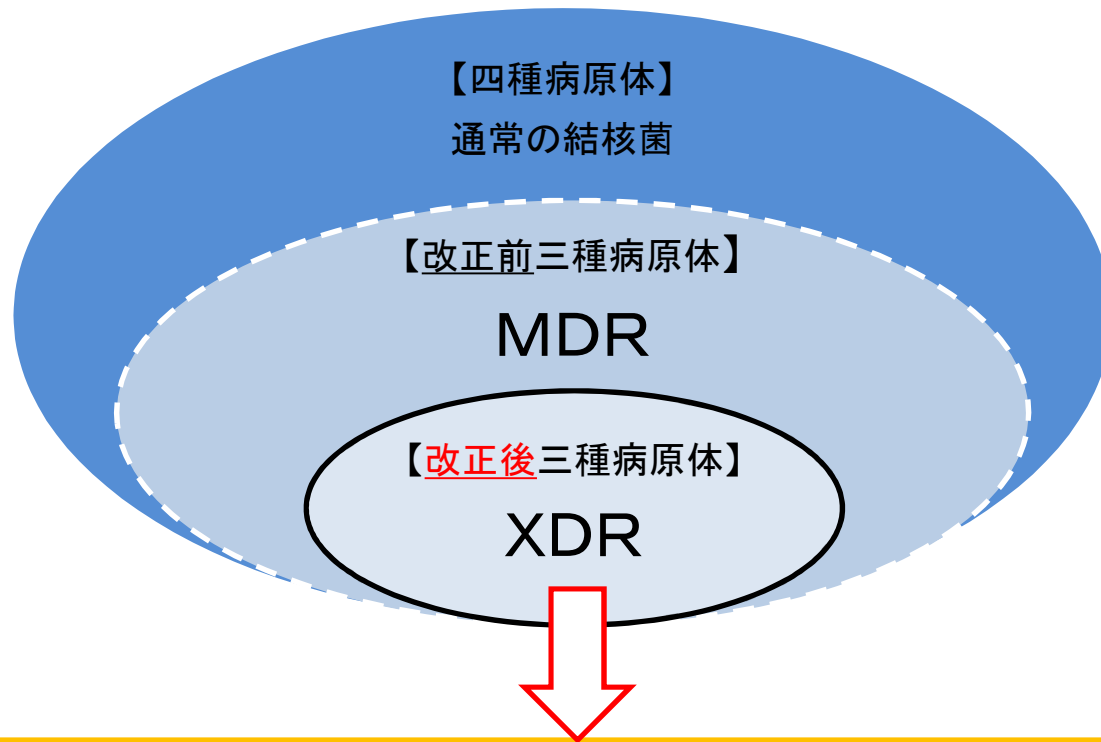


三種病原体等としての結核菌の対象範囲の改正について

資料5



<感染症法第6条第22項(抜粋)>

この法律において「三種病原体等」とは、次に掲げる病原体等～をいう。

2 マイコバクテリウム属ツベルクローシス(別名結核菌)(イソニコチン酸ヒドラジド、リファンピシンその他結核の治療に使用される薬剤として政令で定めるものに対し耐性を有するものに限る。)

<感染症法施行令第1条の4>

法第6条第22項第2号の政令で定める薬剤は、第1号に掲げる薬剤及び第2号に掲げる薬剤とする。

1 オフロキサシン、ガチフロキサシン、シプロフロキサシン、スパルフロキサシン、モキシフロキサシン又はレボフロキサシン

2 アミカシン、カナマイシン又はカプレオマイシン

○施行期日：公布の日から起算して6月を経過した日(平成27年5月21日)